

# MOVING

2021. 10 vol. 95



## CONTENTS

- 特集** 「候補者均等法」改正で政治分野のジェンダー格差の何が変わるのか ②
- ムーブフェスタ2021報告** ④
- 誌上講座 [第2回]** | 新型コロナが女性におよぼす影響と課題  
新型コロナと女性の貧困問題 ひとり親家庭の苦境 ⑥

- 講座・講演会報告 ⑦
- おすすめ講座・講演会 ⑧
- リレーエッセイ ⑨
- Cutting-Edge** ⑩

# 特 集



お茶の水女子大学 教授

しん きよん  
申 琦榮さん

Profile

政治学博士(米国ワシントン大学)、(一社)パリテ・アカデミー共同代表。専門は政治とジェンダー。共著に『女性の参画が政治を変える—候補者均等法の活かし方—』、論文に『政治とカネ』のジェンダー格差—女性を阻む政治資金問題の解消へ』『世界946』など多数。

## 「候補者均等法」改正で政治分野の ジェンダー格差の何が変わるのか

### 『候補者均等法』の3年ぶりの見直し

2018年5月に制定された『政治分野における男女共同参画の推進に関する法律』(いわゆる『候補者均等法』)の改正法が2021年6月10日に成立し、16日に公布された。この改正法(『政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律』)には、議員活動と家庭生活の両立をサポートする環境整備の促進、セクハラ・マタハラ防止に必要な施策を講ずることなどが盛り込まれた。

そもそも2018年制定の候補者均等法は、政治分野におけるジェンダー格差が依然として解消されず、女性の政治参画が諸外国と比べて著しく遅れている現状を変えていくために制定されたものだった。その制定から改正までの3年の間、参議院選挙と統一地方選挙がそれぞれ行われたが結果はどうだったか。参議院候補者の女性割合は過去最多となったとはいえ、28.1%、統一地方選挙では16%<sup>\*1</sup>と、「男女の候補者ができる限り均等」になる目標を掲げた同法の趣旨は生かされなかった。現在衆議院に占める女性の割合は9.9%(この間衆議院選挙はなかったため変化はない)、参議院では2019年の選挙後に22.9%に微増した。地方公共団体議会においても大きな進展はない。

そのような現状から政治のジェンダー格差を解消するために更なる取り組みが必要とされ、改正への要求は高まった。実効性のある措置、とりわけクオータ制(政党の候補者の一定割合を女性やマイノリティーに当てる)の導入も喫緊の課題とされた。メディアで取り上げられることも増え、政治参画の障壁について社会的関心や認知度も高くなつた。女性候補者のための政治塾や、ジェンダー問題に取り組む

議員のネットワークも形成され、政策課題に取り組む活動も一層活発化した。改正はこれらの動きを反映した成果とも言える。以下で改正の具体的な内容を確認したうえで、その意義と残された課題について検討する。

### 改正法にはどのような内容が盛り込まれたのか

今回の改正の目玉は、働く場として議会の「環境整備」(第八条)や「ハラスメント施策」(新設第九条)、そして「人材育成」(第十条)の内容が具体化されたところにあると考える。そして国や地方公共団体はそれらの施策を実施する責務を果たすことが一層強く求められることになった。改正前も国や地方公共団体は「政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行う」努力義務があったが、具体的な内容について例示はなかった。それゆえ、一部の熱心な自治体が研修会や講演会を企画する程度にとどまっていた。

それが、第八条で施策の具体例として、公職と家庭生活との両立支援のための体制整備(議会における妊娠・出産・育児・介護に係る欠席事由の拡大など)が明記された。これらの事案については地方議会議員による「出産議員ネットワーク」や「子育て議員連盟」を中心に当事者の議員らが調査を行い、政策提言を行ってきた活動が功を奏したものとみられる<sup>\*2</sup>。法律には例示されていないが、議員の旧姓使用や、住所の非公開、子連れ会議参加、授乳室の整備、遠隔投票制度など「環境整備」に関わる事案は多岐にわたる。今回の

両立支援の明記が、今後働きやすい議会を実現するための一層の改革を推し進めるきっかけになることを望みたい。

次に、第九条が新設されたことにも注目したい。国及び地方公共団体は議員や候補者に対して、「性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題」へ対応(セクハラ・マタハラ等への対応)を講ずることが求められた。そしてセクハラ・マタハラの防止に資する研修や相談体制の整備が施策の事例として挙げられた。2021年の内閣府の調査からも選挙活動や議員活動を行う際にセクハラ、マタハラ、性別に基づく侮辱的な態度や発言、身体的な暴力のいずれも女性の方が男性より多く被っていることが明らかになつた【表】。これまであまり注目されることがなかった議員や候補者に対するハラスメントに言及し、施策を講じるように求めたのは大きな意義がある。ただ、防止に重点がおかれて、相談された事件の調査、被害者の救済、及び加害者の処分については言及していないのは課題である。研修・相談体制以外の施策については各地方公共団体の裁量に任されることになる。

【表】議員活動や選挙活動中に受けたハラスメント行為(女性の上位5項目)

順位	項目	女性	男性
1	性的、もしくは暴力的な言葉(ヤジを含む)による嫌がらせ	26.8% > (3位)	8.1% (3位)
2	性別に基づく侮辱的な態度や発言	23.9% > (8位)	0.7% (8位)
3	SNS、メール等による中傷、嫌がらせ	22.9% > (1位)	15.7% (1位)
4	身体的暴力やハラスメント(殴る、触る、抱きつかなど)	16.6% > (7位)	1.6% (7位)
5	年齢、婚姻状況、出産や育児などプライベートな事柄についての批判や中傷	12.2% > (5位)	4.3% (5位)

\*複数回答可(全8項目の中から当てはまるもの全てを選択)。

\*男女間で7.0%ポイント以上の差があるものに不等号を記載。

(資料)内閣府、令和2年度「女性の政治参画への障壁等に関する調査研究」

これら両立支援やハラスメント防止に関する施策は議会を働きやすい場所にして、女性が議員活動を続ける際に直面する一つの障壁を取り除くことになるだろう。これまで複数の地方議会がハラスメントに関する条例を制定しているが、議員が加害者である場合を想定しているものが多い<sup>\*3</sup>。また、2019年5月には『ハラスメント防止法』が成立し、一般企業ではあらゆるハラスメントに対する対策が講じられるようになったが、議員や市長など特別職は対象にならない。今回の改正はセクハラ、マタハラに限っており、あらゆるハラスメントに対する施策までは言及していないことは課題であるが、政治分野のハラスメントを解決すべき問題として対策を求めたことは大きな前進であると言える。

その他、「人材育成」(第十条)、「政治分野における男女共

同参画の推進のために必要な施策」(第十一条)も国や地方公共団体の責務として一層強化され、具体的な事例も挙げられた。これによって各自治体が独創的なプログラムや施策を打ち出すことにつながると喜ばしい。改正法成立を報告する超党派議連の総会では、三議長会「全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会」も出席して、改正をしっかりと受け止めるとそれだから発言があつたそうなので今後の動きを見守りたい<sup>\*4</sup>。

### 残された課題

改正法には残された課題も多い。最大課題は政党の責務が強化されなかつたことである。もちろん政党の努力義務の内容の充実が図られたことは評価に値する。候補者選定方法の改善、候補者にふさわしい人材の育成、セクハラ・マタハラ等への対策が新たに明記された。しかし、国や地方公共団体の責務は条文の「努めるものとする」を「ものとする」に改めて実行を強く促したのに対して、政党の責務は依然として「努力義務」とどまつた。元々この法律の意義は政党が政治分野における男女共同参画の実現のための主体であることを示したところにあったが、政党からその責務を果たそうとする積極的な姿勢は感じられない。一部政党の反対によって候補者クオータ制や女性候補者割合の目標値を定める案も見送られた。この法律を指す略語として使われている『候補者均等法』という名称が虚しく聞こえないか。

政治の意思決定の場に多様な価値観や背景を持つ人が参画していくのは、公正で開かれた社会の実現のために欠かせない。政党はそのために大きな責務を担っており、理念法である『候補者均等法』にその責務を明記することは当然のことと考える。

\*1 [https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/seijibunya\\_law.html](https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/seijibunya_law.html) (2021年8月7日閲覧)

\*2 「男女共同参画のための地方自治体の責務／豊島区議会議員」永野ひろ子、都政新報(2021年7月20日)

\*3 (一財)地方自治研究機構によると「ハラスメントに関する条例」は2021年7月1日時点で8条例が確認され、狛江市条例は市長、副市長、教育長等を含む職員と議員の両方を、川越市、忠岡町、七戸町、東松山市及び世田谷区の条例は議員のハラスメントを対象にする条例を設けている。

[http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/066\\_Harassment.htm](http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/066_Harassment.htm) (2021年8月8日閲覧)

\*4 『クオータ制を推進する会 ニュースレター』Vol. 21

## オープニングイベント

## 近藤サトさん講演会

自分らしさとは何か  
～自然体で生きるということ～令和3年7月3日(土) 13:30~15:00  
ムーブ 2階 ホール

ムーブとは少しご縁があります。95年に所長だった三隅佳子さん。女性の人権を改善すべく活躍された女性でした。活躍するほどに「3人の子どものお母さん」と言われることに違和感を持たれ、ジェンダー差だと思っていました。三隅さんの三女、多恵子さんと実は学生の時からの友人で、彼女も女性の地位向上のための研究者になり活躍されています。20年前の三隅さんの講演の中で女性の地位などについて問題提起があったのですが、今も前進していくなくてがくぜんとしました。多恵子さんに「昔より少しあは前進した?」と聞くと、「変わってないわよ。社会に虐待、DVは犯罪だという認識ができただらいいじゃない。」と言っていました。

私の人生はジェンダーとの闘いでした。大学は日大の放送学科に入りました。当時は、セクハラなんて日常茶飯事。数々のストーカー被害を受けてきました。知人からのセクハラも経験。親や友人にも言えず、非常に苦しんだ覚えがあります。生涯、PTSDなどの問題に取り組みたいと思っています。その後、アナウンサーになりましたが当時の放送業界は男性中心社会で、セクハラ・パワハラもあり、男性に対しても横行しておりました。

現在、大学講師11年目になります。何を指導しているかというと朗読です。自分で脚本を執筆し、論文を書き、研究します。テーマは「母」です。ジェンダー問題に直結しています。

## マガジンリサイクル御礼!!

令和3年7月3日(土)~18日(日)  
ムーブ 1階 図書・情報室入口

ムーブ図書・情報室の蔵書のうち、保存期限を過ぎたため除籍した図書や雑誌等、約1350冊を無料でお持ち帰りいただきました。皆さまには、密にならないようご協力いただきました。おかげさまで、たくさんの本がリサイクルできました。

## フリーマーケット

令和3年7月3日(土)~24日(土)  
ムーブ 1階 交流広場

交流広場にて25団体のフリーマーケットが出店しました。2年ぶりの再会に「久しぶり!」と言葉を交わしながら、お目当ての品物を探す人など、ご来場の皆さんで賑わいました。また来年も、お待ちしています!

## イベントステージ

## アジアの風を感じて

## ～馬頭琴・二胡・箏コンサート～

令和3年7月24日(土) 13:00~15:00  
ムーブ 2階 ホール

今年のムーブフェスタ2021のテーマは「新たな世界へ翔びだそう」。フェスタ最終日を飾るイベントとして、北九州を中心で活躍する演奏家によるアジア各国の伝統楽器のコンサートを開催。弦の美しい調べにいざなわれ、モンゴルの青々とした草原、中国の悠久の大地、日本のうららかな四季が心に思い浮かぶすばらしい楽曲の数々をお楽しみいただきました。



馬頭琴の演奏とお話	マンダルワさん
箏の演奏	NPO法人和楽啓明のみなさん
二胡とピアノの演奏	帯金 真理子さん／谷口 淑子さん



## サマーカーニバル

令和3年7月17日(土) 10:00~15:30  
ムーブ 2階 ホール

例年1階交流広場で開催していますが、今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、ホールで開催しました。出演の皆さんにはコロナ下で練習場所の確保など困難な状況の中、最高のパフォーマンスを披露し、会場を盛り上げてくれました。

観客の皆さんも大きな拍手を送り、華やかな時間を楽しみました。



## 行列のできる!? 法律相談Q&amp;A

令和3年7月17日(土)  
13:00~13:30  
ムーブ 2階 ホール

【講師】  
かねまる ゆうき  
弁護士 金丸 有希さん

法テラス北九州の弁護士を講師に迎え、児童虐待、賠償責任、モラハラ、相続問題など、誰にでも起こりうる身近なトラブルをクイズ形式で解説するイベントを開催しました。「身近な法律の内容で良かった」等のご意見があり、市民の皆さんに法テラスやムーブ相談室のことを知っていただく良い機会になりました。

## 誌上講座〔第2回〕

テーマ

新型コロナが女性におよぼす影響と課題

### 新型コロナと女性の貧困問題 ひとり親家庭の苦境

2007年からはじまり、その後世界経済に多大な影響を与えた世界金融危機(日本ではしばしば「リーマンショック」とも呼ばれる)では、金融業や製造業が特に激しい苦境に見舞われたこともあり、多くの家庭で稼ぎ手となっていた男性の雇用に強いマイナスのインパクトを与えました。これに対して2020年からの新型コロナウイルス感染拡大は、これとはかなり異なる影響を私たちに及ぼしています。この誌上講座シリーズの第1回でも、新型コロナが「女性不況」につながったことが指摘されています。

内閣府は、「新型コロナ感染拡大が特に女性の生活に悪影響を与えていた」という認識のもとで、2020年9月に「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」を設置することを決定しました。筆者は研究会のメンバーとして、いくつかの調査報告を行いました。このなかでわかつてきしたことの一部を、今回紹介します。

家事・育児・介護などについて、「労働」を広い意味で捉えつつ、「家庭内無償労働」と呼ぶことがあります。無償労働と有償労働は、特に女性において運動しています。無償労働の多くは新型コロナ以前から女性が引き受けているという不公平な現状がありますが、新型コロナ以後、無償労働における女性の負担が一部の家庭で増えました。学校の休校、介護施設の運営制限、夫の在宅勤務などにより、「手がかかる」家族の在宅時間が増えたことがその理由です。

そもそも新型コロナの影響は、それが「人と人、特に生活をともにしている人の接触を制限する」ことに起因しています。これが、学校や介護施設のほか、各種対人サービス業の活動を強く制限します。家庭以外での居場所が減ることは家庭の負担を増やしますし、対人サービスの縮小は女性、特に非正規雇用の女性の働き方に影響します。

夫が比較的安定した仕事に就いている場合、妻である女性が仕事を辞めてしまう(=「非労働力化」する)ケースが相次ぎました。ただ、夫がない母子世帯の場合、生計を維持しなければなりませんから、仕事や求職活動を止めてしまうことは難しいでしょう。日本の母子世帯の特徴として、貧困率と就業率が極めて高いことが知られています。新型コロナ以前の段



立命館大学 産業社会学部 教授

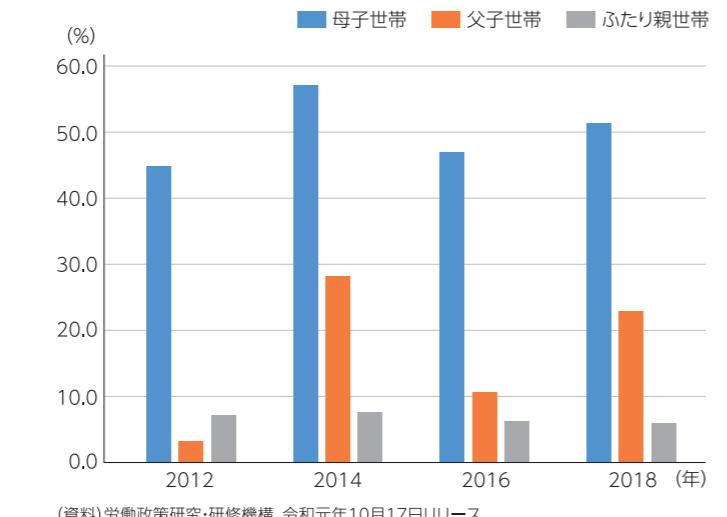
つつい じゅんや  
筒井 淳也さん

Profile

専門は家族社会学、計量社会学、女性労働研究。1970年福岡県生まれ。一橋大学社会学部、同大学院社会学研究科、博士(社会学)。著書に『仕事と家族』(中公新書、2015年)など。

階でも、母子世帯の母親の就業率は81.8%と、15~64歳の女性の就業率66.0%を大きく上回っています(厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」、総務省「労働力調査」、いずれも平成28年)。また、図に示したように、貧困率は他のかたちの世帯に比べて圧倒的に高いものでした。

図 母子世帯・父子世帯・ふたり親世帯の貧困率



新型コロナ以降、母子世帯の苦境はさらに増しました。研究会では、東京大学の山口慎太郎先生が主導して労働力調査の分析が行われ、シングルマザーの失業が2020年の7月から9月にかけて大幅に増加したことがわかりました。

これに対して、政府は低所得のひとり親に対する臨時特別給付金を全額国庫負担で支給するなどの対策を講じました。ただ、一回の給付額は児童一人当たり5万円であり、実施回数も3回であったため、失業により生計が急変したケースに対する手当としては十分とはいえない。

新型コロナ以前から、日本の社会保障制度は福祉の受給層と非受給層の境界にある「生活困難層」への対策が貧弱だという特徴があります。新型コロナ危機は、この弱点を顕在化させたといえるでしょう。

## 講座・講演会報告

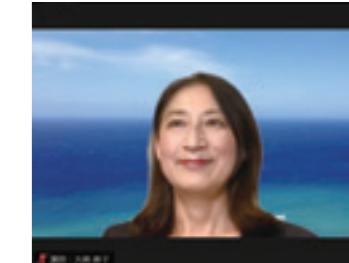
令和3年度 男女共同参画啓発講座

### 大崎麻子さん講演会

#### エンパワーメントの旅～わたしの仕事と子育て～

令和3年5月22日(土) 14:00~15:30 オンライン開催

【講師】元国連開発計画(UNDP)職員／ジェンダー・スペシャリスト 大崎 麻子さん



私のライフワークは「ジェンダー平等」と「女性とガールズのエンパワーメント」の推進です。コロンビア大学大学院在学中に国連でインターンをスタートし、以来25年間子どもを育てながら仕事をしてきました。子どもを育てる中で仕事上のヒントやモチベーションをもらう一方、仕事で培った経験やネットワークが子育てに役立ってきました。仕事にも子育てにも共通するエンパワーメント(自己決定しながら主体的に生きる)の重要性について、お話ししたいと思います。

妊娠・出産を経てUNDPに就職し、開発政策局ジェンダーチームに所属。そこで、UNDPが提唱する、一人ひとりの人間が持つ生まれた可能性を開花させ、社会の一員として尊厳ある人生を生きられるようにする「人間開発」という考えに感銘を受け、エンパワーメントこそが幸福の土台であると考えるに至りました。以来、開発途上国を中心にさまざまな国や地域で働いてきましたが、2004年日本に帰国。改めて日本でもエンパワーメントが重要な課題だと実感しました。

人生は山あり谷あり。そこで大切な力は、エンパワーメ

ントとレジリエンス(何かあった時に回復できるしなやかさ)です。一人ひとりがエンパワーメントされていれば、どんな困難に見舞われても再び立ち上がって歩み始められます。だからこそ、この2つを女性はもちろん、子どもたちが育つ上でも身に付けてもらいたいです。そのためには、①自分で「決める」(事実と意見を区別する)②周囲の声を「聞き流す」③「受援力」を身に付ける④「繋がって」社会を変えていく⑤人間が幸せに生きていくために必要な活動(有償・無償の仕事、ボランティア・地域活動、創造的な活動)で自分の人生を捉えることの実践が大切です。

これからの時代、自分の人生を自分で舵取りしながら生きていくためのスキルを身に付けることが大切です。周囲に相談して助けてもらう力、助け合い、よりよい社会を築いていく力、働きかける力が、人生という長いスパンで考えると非常に重要です。エンパワーメントとレジリエンスとが結びつき、人生の価値を高めていくという考えが日本でもっともっと広まっていくことを心から願っています。

令和3年度 男女共同参画啓発事業 講演会

### 必要とされているあなたの力

令和3年6月23日(水) 13:30~15:00 ムーブ 5階 大セミナールーム

令和元年度に発行した『中高年のあなたに～必要とされているあなたの力～』を使った男女共同参画啓発事業講演会を開催しました。基礎と実践の両面から、地域における男女共同参画について考える機会となりました。



第1部 講演 おおしま まなさん

「人生100年時代」に「引退後=余生」というこれまでの人生モデルは役立ちません。新しい時間の使い方、働き方、稼ぎ方、使い方、人間関係の構築を考えておかなければなりません。誰にでも高齢期の危機は訪れます。

1つ目が、心身の衰えです。健康寿命(介護の必要なく自立した日常生活を送ることができる期間)を延ばすために、心身を適度に使い続けることが肝要です。2つ目は、人間関係の先細りで、仕事や子育てを介しての人間関係が薄れていきます。3つ目が、やりがいの喪失です。やりがいというのは、やる甲斐と書きます。何かをやらなければ、甲斐は、感じられないのです。人の役に立ち、感謝されると、やりがいは増します。

地域活動は、心身の機能を使い、仲間ができ、やりがいを感じられるものです。また、地域社会はあなたが培った経験や技術を必要としています。あなたの力を生かしてください。

「人のためは自分のため」一歩踏み出して、人生100年時代を健康に長生きしましょう。

第2部 対談 まつい きよき 松井 清記さん

まつい きよき ほんだ たえこ 本田 多衛子

高齢化や防災等ますます必要とされる地域活動ですが、一人では何もできません。町内会の加入率が下がり、役員の引き受け手も見つかり難い現状から、私たちは誰でも気軽に参加していただけるようさまざまな工夫をしています。女性にも積極的に参加していただきたいです。一緒にワイワイ楽しく地域活動をやりましょう。ぜひ、ご連絡ください。